

「都心臨海部における象徴的なみどり空間の創出基本計画等検討業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「都心臨海部における象徴的なみどり空間の創出基本計画等検討業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、本実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の業務概要等
- (2) プロポーザルの参加等に係る手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務の実施体制
- (3) 当該業務に関わる具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(1次評価)

第4条 受託候補者の特定にあたっては、2段階の評価を行うこととし、書類による1次評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施能力等
 - (2) 業務提案の内容
 - (3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等
- 2 1次評価による上位5者について、2次評価対象者としてヒアリングによる2次評価を行うものとする。ただし、当該順位において同点の者が複数ある場合は、そのすべての者を2次評価の対象とする。
- 3 2次評価の対象となる、ならないに関わらず、各々の提案者の1次評価の結果については、その提案者に通知する。

(2次評価)

第5条 2次評価対象者について行うヒアリングによる2次評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ヒアリングによる「業務提案の内容」に対する加点の有無
- (2) プレゼンテーション

- (3) 質疑に対する対応等
- 2 1次評価及び2次評価の結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 3 特定、非特定に関わらず、各々の2次評価対象者の評価結果について、その2次評価対象者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長、副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 都市整備局 企画部総務担当部長
- 副委員長 都市整備局 まちづくりプロジェクト推進部長
政策経営・国際戦略局 経営戦略部長
- 委員 都市整備局 企画課担当課長
みどり環境局 戦略企画課まちづくり連携担当課長
港湾局 整備推進課長
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長である政策経営・国際戦略局経営戦略部長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を都市整備局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」）に報告するものとする。

(学識経験者からの意見聴取)

第7条 選定委員会は、2次評価対象者の提案書のうち、業務提案書にかかる部分について、学識経験者からの意見聴取をするものとする。

(評価結果の審査)

第8条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和8年6月12日から施行する。